

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月30日

住 所 北海道札幌市中央区北11条西15丁目
事業者名 北海道旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 綿貫 泰之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

①旅客施設の整備に関する事項

当社には、乗降数3,000人以上/日の駅が42駅、バリアフリー基本構想の生活関連施設に位置づけられた乗降数2,000人以上、3,000人未満の駅が2駅、計44駅あり、うち42駅については、1ルートは段差解消済みです。段差解消未整備である2駅につきまして、篠路駅は、札幌市の都市計画事業として高架化が計画されており、高架化に伴い整備を行う予定です。上野幌駅は、整備計画や着手時期等について検討中です。

なお、小樽駅については段差解消済みですが、車いす対応型エスカレーターによる段差解消となっており、移動等円滑化基準第4条に適合していない状況です。ご利用状況や設備の更新時期に合わせて検討を行います。

また、視覚障害者用誘導用ブロックの整備、障がい者対応型便所の設置、運行情報案内設備の整備、案内用図記号による標識の整備についても、順次進めてまいります。

②車両の整備に関する事項

老朽化した車両をバリアフリー化された車両に順次更新します。

・733系4000代電車を導入 令和7年度 18両

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①車いすをご使用のお客様が、駅係員不在の時間帯や無人駅のご利用をご希望された際、介助を行う駅員の手配が困難な場合があります、他の駅や他の列車のご利用をご相談することがありますが、ご希望の駅・列車のご利用を少しでも可能とする方法を検討します。また、お客様の行動選択のために必要となる、各駅のバリアフリー設備の情報をより簡易に入手できるよう、ホームページへ全駅の構内図を掲載します（令和7年度中に全駅掲載予定）。
- ②障がいをお持ちの方の介助方法や障害者差別解消法の理解深度化など、社員の教育を継続して実施します。
- ③視覚障がい者の線路転落防止や、災害発生時におけるお手伝いが必要なお客様の避難誘導の方法について訓練を行うなど、障がいをお持ちの方の安全の確保に取り組みます。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
登別駅	こ線橋新築及びエレベーターシャフト新設を行います。 (令和7年度完成予定)
発寒中央駅	エレベーター増設に向けた工事に着手します。
733系4000代	733系4000代電車を導入します。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー講習会の実施	駅社員等を対象に国交省作成の「接遇ガイドライン」に基づき講習会を実施し、介助技術の習熟を図ります。
各種設備の維持管理	各種設備の機能を継続して提供できるよう、定期的な点検を実施するとともに、工事等で使用できない場合は、障害者団体等を通して情報提供を行います。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅社員等による支援	車いす使用者や目の不自由なお客様をはじめとするお手伝いが必要なお客様に対し、列車の乗降や駅構内の移動などの支援を行います。
放送による呼びかけ	ホームから線路への転落等を防止するなど列車をご利用の際の安全確保を目的に、お手伝いを必要とされるお客様への呼びかけ放送を実施します。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
(ホームページ) 駅構内図の掲載駅の拡大	エレベーターやトイレの場所をお知らせする駅構内図について、従来ホームページには主要駅のみ掲載していましたが、全駅の構内図掲載に向けて、令和4年度より掲載駅の拡大を進めています。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がいをお持ちの方が参画する研修の実施	駅社員等を対象に実施する講習会において、障がいをお持ちの当事者による講話、実技研修を行います。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「声かけ・サポート運動」	視覚障がい者をはじめ、お手伝いを必要とするお客様へ、お困りごとは無いかの声かけの協力を利用者にもお願いをする「声かけ・サポート運動」を実施します。
各種ポスターの掲出	エレベーターやバリアフリースイールの適正利用等、バリアフリー推進に関する関係省庁からのポスター掲出依頼に対し、積極的に協力します。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ハード・ソフトそれぞれに対する取組、進捗状況を確認するため、社内会議で情報を共有します。
- ・障がいをお持ちの方の移動のプロセスを関係者全体で作り上げていくため、自治体や他の交通事業者、商業施設、障がいをお持ちの方々との情報交換を行います。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
発寒中央駅	エレベーター増設に向けた工事に着手	お客様満足度向上及びバリアフリー化推進

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページにて公表します。

Ⅵ その他計画に関連する事項

旅客設備及び車両等の整備に関する事項については、当社の「JR 北海道グループ中期経営計画 2026」にも掲載しており、計画を推進しています。

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。